

ショートステイ利用料

別表(第9条関係)

(1) ショートステイ事業に係る費用 (1日当たり)

	年齢区分	保護者負担
生活保護世帯	2歳未満児	0円
	2歳以上児	0円
市町村民税非課税世帯	2歳未満児	1,100円
	2歳以上児	1,000円
その他の世帯	2歳未満児	5,350円
	2歳以上児	2,750円

(2) トワイライトステイ等事業に係る費用 (1日当たり)

	区分	保護者負担
生活保護世帯	基本額	0円
	宿泊	0円
	休日預かり	0円
市町村民税非課税世帯	基本額	300円
	宿泊	300円
	休日預かり	350円
その他の世帯	基本額	750円
	宿泊	750円
	休日預かり	1,350円

(注) (1)、(2)とも「生活保護世帯」には、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。(1)、(2)とも「生活保護世帯」には、[母子及び父子並びに寡婦福祉法\(昭和39年法律第129号\)](#)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。

「市町村民税非課税世帯」には、父子家庭、母子家庭、養育者世帯を含む。ただし、生活保護世帯として取り扱われる世帯を除く。